

| 明 | 治 | の | 仕 | 事 | を | 未 | 来 | に | 引 | き | 継 | ぐ |

登録有形文化財
薬師沢石張水路工

～フォッサマグナの安全、安心、活力をになう～



昭和10年(1935年)3月撮影

長野県土尻川砂防事務所

〒381-3163 長野市七二会己973-1

TEL 026-229-2511 FAX 026-229-1024

E-mail: dojirisabo@pref.nagano.lg.jp

「薬師沢石張水路工」は、登録有形文化財 薬師沢 己り地沢 滝の下沢 富吉沢石張水路工の総称です。

薬師沢石張水路工の概要

1 どうして砂防工事が必要だったのでしょうか

薬師沢の周辺は、味大豆（あじまめ）、富吉（とみよし）、栗本（くりもと）、松尾（まとう）、和佐尾（わさお）の5集落の住民によって耕作され、この区域を「ワリ地」と呼んでいました。「ワリ地」の範囲は、文化13年（1816）に発生した大規模な地すべりの範囲とほぼ一致しています。この地すべりの後、徐々に開拓が行われ、旧来の土地台帳に基づいて、土地の再配分が行われたとされています。「ワリ地」の地名は、この土地の再配分を意味すると思われます。その他、明和年間（1770頃）、弘化4年（1847）にも大規模な地すべりが発生し、その度ごとに土地の再配分が行われていたと推測されています。このように、「ワリ地」地区の住民は区域の安定化に長年苦しんで来たのです。

2 砂防工事が行われるまでの経過

内務省は明治12年（1879）に信濃川流域に砂防事業を開始し、土砂の供給源である長野県の山地に直轄砂防事業が計画されました。明治18年（1885）、長野市の犀川右支山布施（やまぶせ）沢で大規模な砂防工事が実施されたことを知った住民は、同様の工事を行えば「ワリ地」区域の安定が図れると考え、5名の『砂防惣代』を選出して砂防工事の請願を行いました。工事が着手されるまでには、3回の出願と2回の検査が行われたようです。この結果、明治19年（1886）に着手され、同年11月に竣工したのです。内務省がこのような早く許可したのは、信濃川上流砂防を重視していたこともありますが、『砂防惣代』をはじめ地元砂防組合の熱意と陳情の成果と言えます。

3 明治期の工事の概要

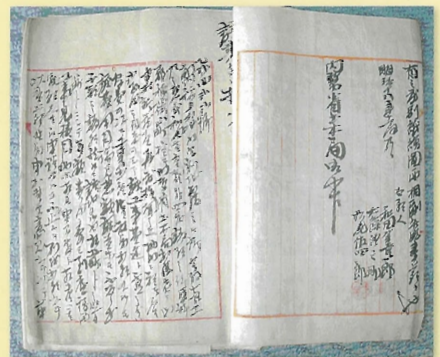
工事期間は明治19年（1886）4月28日～11月27日、工事費は総額で1,412円4銭でした。明治19年4月30日、内務省稲丘出張土木官工事係から「5月1日より人夫20名を提供せよ、就業時刻は6:00～17:30、時間に遅れる者は20分毎に減給する」との通達があり、村内75戸にとっては大きな負担であったと思われます。工事の内容は、堰堤58、水叩（みずたたき）石張34、護岸7箇所です。薬師沢本流には堰堤が1つだけであり、多くは己り地（わりち）沢に施工され、堰堤43、護岸5箇所です。その他、己り地沢の右支滝ノ下沢に堰堤1、己り地沢と薬師沢の合流点に



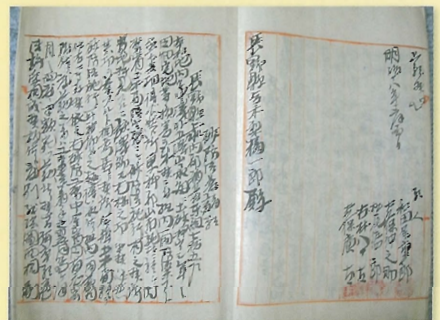
地すべりにより分断破壊された
稲丘東区農業振興センター



薬師沢砂防文書
(明治18年出願書類 表紙)



薬師沢砂防文書
(明治18年内務省への出願書)



薬師沢砂防文書
(明治18年長野県への出願書)

はそれぞれの沢に堰堤1、合流後の下流には堰堤11、護岸2箇所が施工されています。

4 今も引き継がれる『砂防惣代』制度

明治18年(1885)、部落の家屋や土地を「地すべり」から守るために設立された『砂防惣代』制度は、現在もお引き継がれています。『砂防惣代』さんたちは、内務省を始めとした役所との交渉、砂防工事の監督、「ワリ地」の調整、負担金や人夫提供の調整を行っていました。現在は地域の家屋や土地の「変状」をまとめて県へ報告したり、「薬師沢石張水路」の管理や散策路の整備などに汗を流してくれています。

5 味大豆(あじまめ)地すべり観測センター

「薬師沢石張水路」の横には地すべり観測センターがあり、地すべり地内に設置されている各種の計器を監視したり、明治時代からの砂防の歴史が記録された貴重な資料を展示しています。



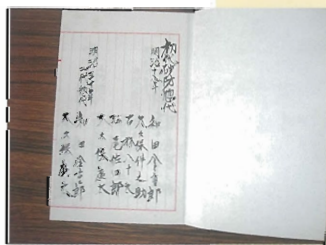
砂防惣代さんによる維持管理作業



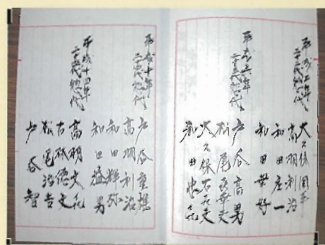
砂防ボランティアと協定を締結



地すべり観測センター



歴代惣代名簿(明治18年)



歴代惣代名簿(現在)

小川村味大豆の砂防惣代長古林さんのおはなし

薬師沢石張水路は、この地の生活基盤です。

土地を地すべりから守るため、明治の先人達が組織した砂防惣代と住民の努力と、行政の施策の中で工事が行われました。現在まで機能し続けているのは、当時の施工技術と歴代の砂防惣代の見廻り維持の努力と行政の目配りと地域住民の郷土愛によるものだと思いますが、生活基盤の変化により、住民の高齢化と農地の荒廃が進む現在、砂防惣代としての役割の継続も心配されます。

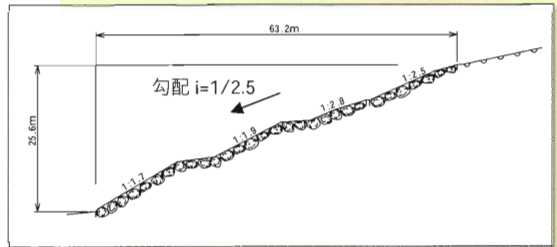
これからは砂防ボランティアを始め多くのボランティアの方々の協力をお願いしながら、石張水路の草刈り等の維持作業と地域の景観整備を行い、多くの人達と交流をはかりながら、地域の存続と石張水路の維持継続をはかりたいと思います。

歴史的砂防施設、登録有形文化財『薬師沢石張水路工』の特徴

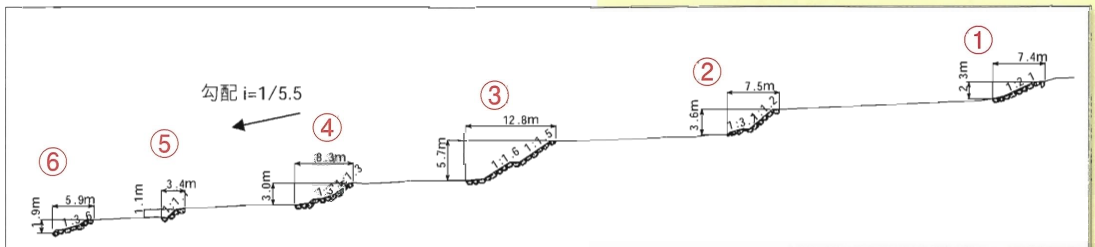
『薬師沢石張水路工』は、明治19年に着工され昭和29年に竣工したもので、**現在もなお砂防施設として機能**しており、地すべりに苦しんできた己り地（わりち）と呼ばれる棚田の安定に寄与しています。また、周辺の景観の一部として溶け込み里山環境の創出にも寄与しています。さらに、明治18年以降続く**〔砂防惣代〕**による**〔薬師沢砂防文書〕**は、内務省へのお願から現在までの工事経過を綴った砂防史の貴重な歴史的資料として保存されています。

現存する28基が登録有形文化財となっていますが、そのほとんどが明治19年に築造されたものです。

堰堤は、不揃い（30cm～1m角）な野面石（のづらいし）の空積（からづみ）で、ほとんどは50cm前後の安山岩が使われています。下流法面（のりめん）の勾配は1割りより緩く、天端（てんば）の両側は高く、袖部をなしています。明治42年（1909）の修繕資料によると、流路に土を盛り、天端と上下流法面に張石をしています。天端が平坦となっており、高低差を無視して作成されたようです。各堰堤の形や大きさは、二段式になっているも幅の広いものなど、地形に合わせた工夫がなされています。堰堤の位置は、耕地の土坡（どは）の地形と対応しているようです。特に1枚の田の面積が広い下流部を見ると、土坡の延長上に堰堤がある場合が多いのです。一方、水田の畦畔（あぜ）は、延長上に堰堤のないものを含め一直線に伸びている傾向が見られます。これらは、砂防施設が耕地の地形に合うように作られ、耕地を安定化し、さらにそれを条件として耕地の区画整理がなされたことを示唆しています。なお、当時の設計図は現存していません。

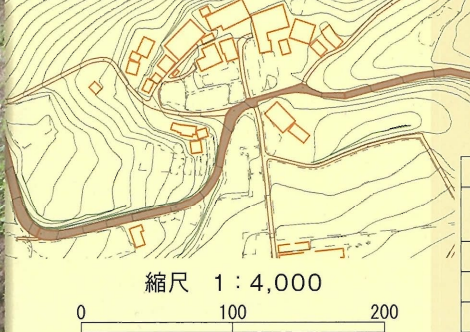
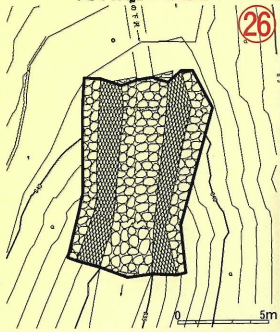
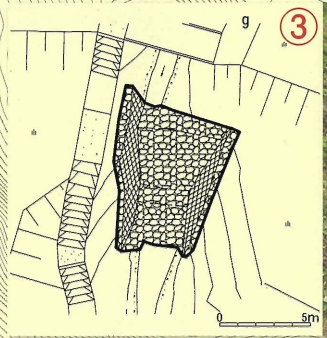
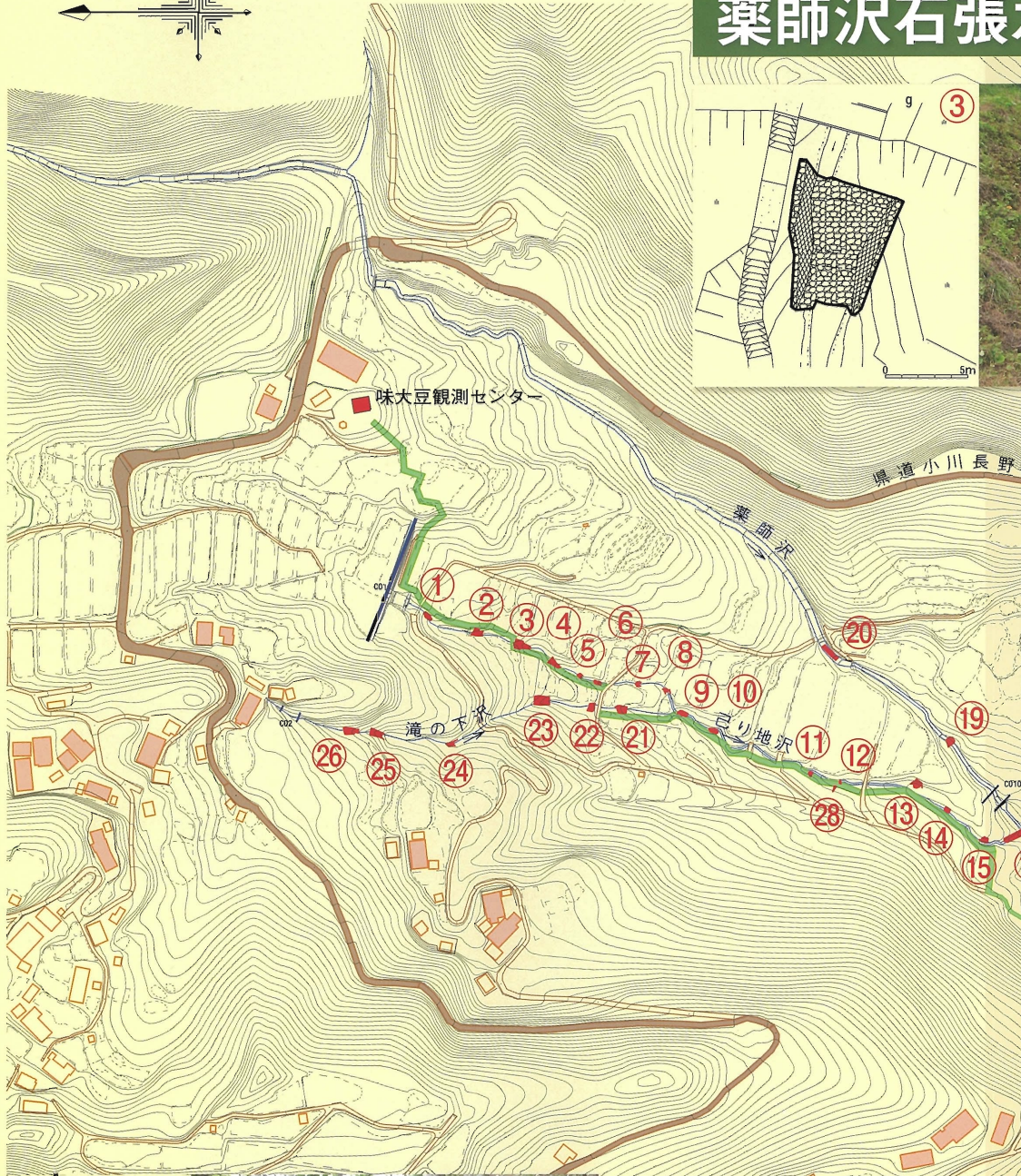
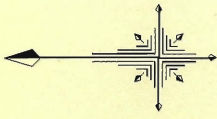


富吉沢石張水路工⑰の構造図と写真

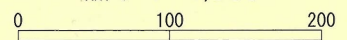


己り地沢石張水路工①～⑥の構造図と写真

薬師沢石張



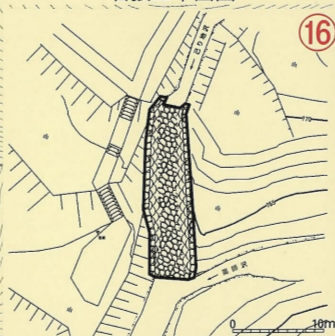
縮尺 1 : 4,000



水路工案内図



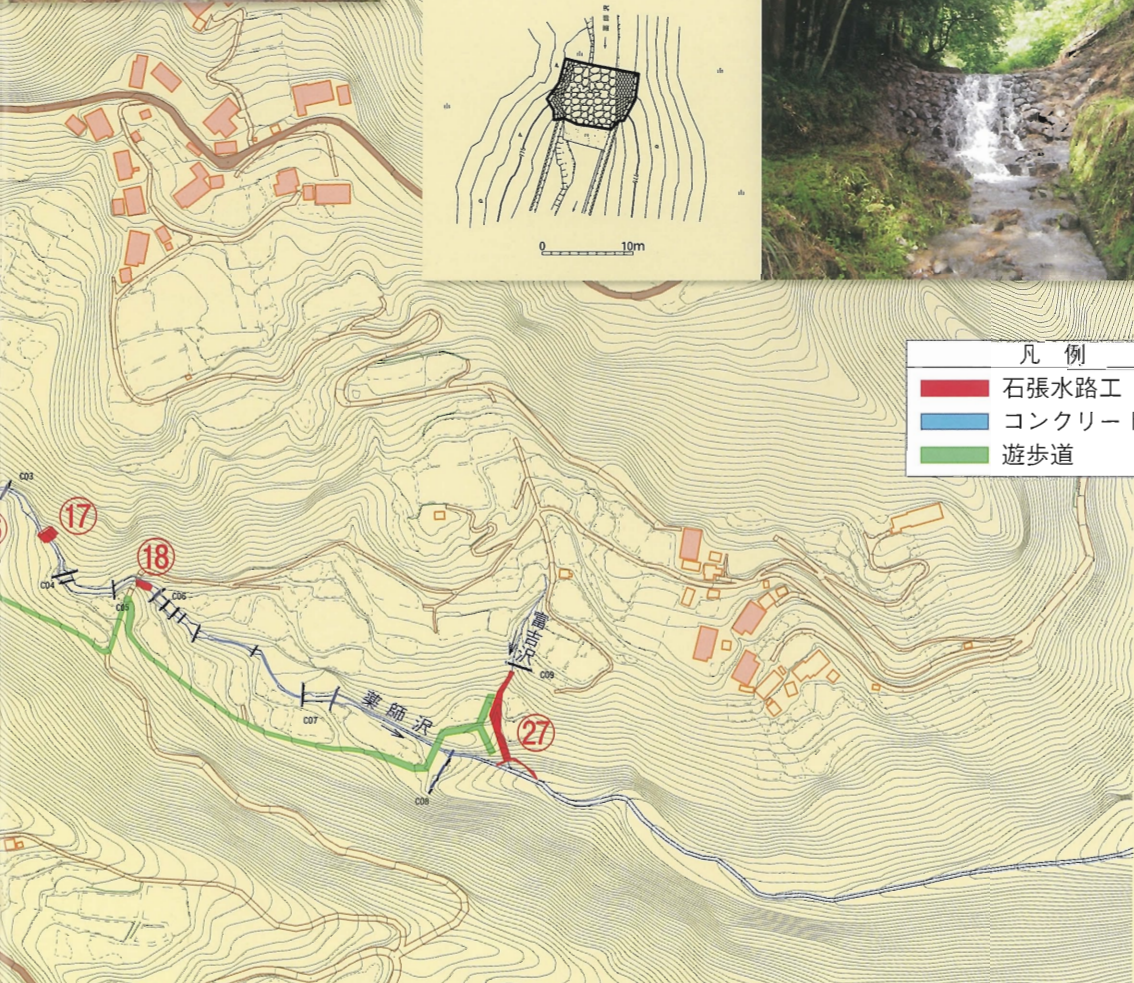
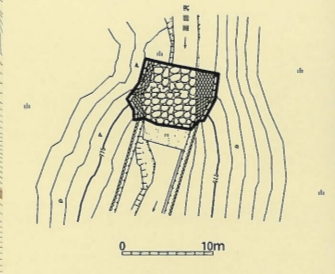
石張工平面図



石張工の写真



19

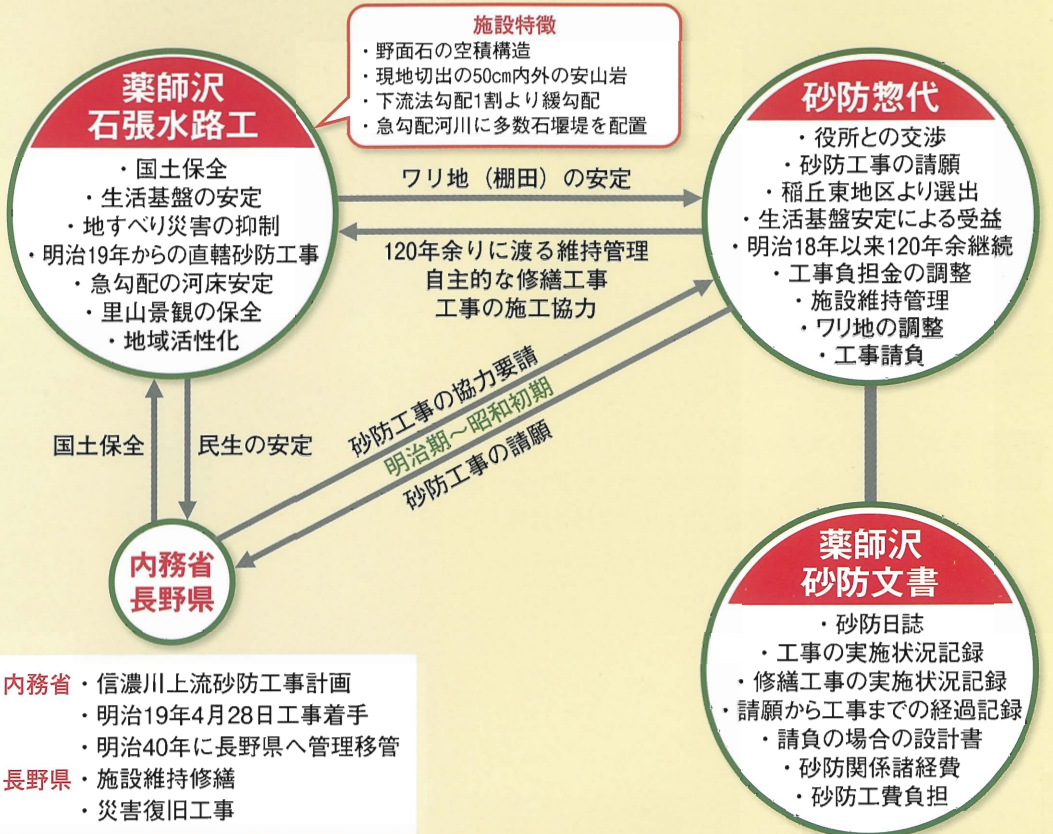


凡例	
■	石張水路工
■	コンクリート堰堤
■	遊歩道

登録有形文化財の対象となる施設

施設の名称	案内図の位置番号	構造・大きさ	年代
薬師沢石張水路工	17~20	空石張 3基 H=1.4~2.9m W=4.4~8.6m L=6.7~14.0m 練石積工 1基 H=5.1m W=18.5m L=9.1m	明治19年/ 昭和8年・昭和29年改修
り地沢石張水路工	1~16、28	空石張 17基 H=0.9~5.8m W=1.5~8.0m L=1.4~19.0m	明治19年
滝の下石張水路工	21~26	空石張 6基 H=1.2~5.3m W=4.4~8.0m L=4.5~12.1m	明治後期
富吉沢石張水路工	27	空石張 1基 H=25.6m W=3.8m L=63.2m	明治後期/昭和10年増設

薬師沢石張水路工と砂防惣代、砂防文書の関わり



砂防計画の立案側と利益を得る住民側との間に砂防惣代がいる。受益を互いに異にする住民の意見を取りまとめる砂防惣代の制度が、適切な砂防工事の計画に寄与してきた。

明治期の特色を色濃く残している歴史的砂防施設であるのはもちろんだが、このような事業の背景に、今も引き継がれる砂防惣代と記録を綴った薬師沢砂防文書の存在が、登録有形文化財としての価値をよりいっそう高めている。

一登録有形文化財とは一

文化財保護法で文化財を分類しているものの一つで、有形文化財のうち、近代を中心とした身近な文化財建造物を登録有形文化財に登録し保護を行うものです。文化財登録した後は、これを活用するために改修を厳しく制限せず、所有者などの自主的な保護を支援します。築後50年以上経過しかつ①～③(右の表)の内いずれかに該当することが条件で、薬師沢石張水路工はこのうちの①と②に該当し、登録有形文化財としての基準を満たしています。

歴史的砂防施設の登録有形文化財としての基準

登録有形文化財にあてはまる建造物の基準		該当	具体的な該当要件
築50年を経過している（必須条件）		○	〔竣工〕 明治19年4月28日 〔竣工〕 昭和29年
①国土の歴史的景観に寄与しているもの	特別な変形などで、広く認められている場合	○	薬師沢石張水路
	その土地を知るものに役立つ場合	○	明治18年以降益々砂防惣代による里山の砂防文書は、内務省への出願から請願までの工事経過を綴った砂防文書の貴重な資料
	絵画などの芸術作品に登場する場合	—	
	新たな景勝を創出した場合	○	周辺の景観の一部として受け込み里山環境の創出に寄与している。
②造形の規範となっているもの	地域の発展に貢献している場合	○	地すべり地形を呈した已れ地と呼ばれる棚田の安定に寄与している。
	デザインが優れている場合	—	
	著名な設計者等が関わった場合	—	
	後に数多く創られるものの初期の作品	—	
③再現することが容易でないもの	時代や建造物の特徴を示す場合	○	野面石の石張が、3段、縦石幅が、1基、横石積は、明治19年の築設を昭和29年に災後復旧工事にて施工されたもの。
	優れた技術や能力が用いられている場合	—	
	現存が稀少な建築や工芸品である場合	—	
	彫刻やデザインで、景観に貢献している場合	—	
現在も砂防施設としての機能を発揮している	○		

○：文化財価値を有する項目、△：文化財価値ではないが、歴史的な価値を有する項目、—：該当しない

登録有形文化財登録証

平成21年1月8日登録

<p>登録有形文化財登録証</p> <p>平成21年1月8日 登録</p> <p>登録番号第20-0340号</p> <p>薬師沢石張水路工 一所</p> <p>石張水路工、総延長50m</p> <p>上記の文化財を文化財保護法第37条第1項の規定により文化財登録簿に登録したことを証明する。</p> <p>平成21年1月8日</p> <p>文部科学大臣 塩谷立</p>	<p>登録有形文化財登録証</p> <p>平成21年1月8日 登録</p> <p>登録番号第20-0341号</p> <p>己り地沢石張水路工 一所</p> <p>石張水路工、総延長50m</p> <p>上記の文化財を文化財保護法第37条第1項の規定により文化財登録簿に登録したことを証明する。</p> <p>平成21年1月8日</p> <p>文部科学大臣 塩谷立</p>	<p>登録有形文化財登録証</p> <p>平成21年1月8日 登録</p> <p>登録番号第20-0342号</p> <p>滝の下沢石張水路工 一所</p> <p>石張水路工、総延長50m</p> <p>上記の文化財を文化財保護法第37条第1項の規定により文化財登録簿に登録したことを証明する。</p> <p>平成21年1月8日</p> <p>文部科学大臣 塩谷立</p>	<p>登録有形文化財登録証</p> <p>平成21年1月8日 登録</p> <p>登録番号第20-0343号</p> <p>富吉沢石張水路工 一所</p> <p>石張水路工、総延長50m</p> <p>上記の文化財を文化財保護法第37条第1項の規定により文化財登録簿に登録したことを証明する。</p> <p>平成21年1月8日</p> <p>文部科学大臣 塩谷立</p>
<p>登録有形文化財 第20-0340号 この建造物は重要な国の財産です 文化庁</p>	<p>登録有形文化財 第20-0341号 この建造物は重要な国の財産です 文化庁</p>	<p>登録有形文化財 第20-0342号 この建造物は重要な国の財産です 文化庁</p>	<p>登録有形文化財 第20-0343号 この建造物は重要な国の財産です 文化庁</p>

